

長浜市告示第175号

長浜市園芸振興・転換作物生産推進事業補助金交付要綱（令和6年長浜市告示第155号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市園芸施設整備事業補助金交付要綱

第1条中「、水田野菜」及び「、果樹」を削り、「農業者の農業経営の多角化に対応し、規模拡大や収益向上に向けた農業生産の持続的かつ安定的な支援」を「農業者の経営の多角化及び収益向上による安定した農業経営への支援」に、「農業用機械及び施設等の導入」を「園芸施設の整備」に改める。

第2条中「交付対象」を「対象」に、「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条中「別表第2に定めるとおりとする」を「次のとおりとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 土地の権限を証する書類
- (2) 設置予定場所の現況写真
- (3) 年間栽培計画書
- (4) 見積書、カタログ等
- (5) 定款又は規約及び構成員名簿（個人の場合を除く。）
- (6) 残存耐用年数を客観的に証するもの（中古施設等の場合）

第5条中「別表第3に定めるとおりとし」を「次のとおりとし」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 請求書及び領収書の写し
- (3) 園芸施設の完成写真
- (4) 園芸施設共済等の加入が分かるものの写し

第8条に次の2項を加える。

- 2 補助事業者は、耐用年数が経過するまでの期間において、整備した園芸施設を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が、整備した園芸施設等の処分により収益を得た場合は、当該収益の全部又は一部を市に納付させることができる。

附則第4項を削る。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を次のように改める。

**別表**（第2条、第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等	補助条件等
園芸施設整備事業	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 市内に住所を有する販売農家</p> <p>(2) 過去にこの事業の利用がない者</p> <p>(3) 改正前の長浜市園芸振興・転換作物生産推進事業補助金交付要綱に規定する園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業の利用がない者</p> <p>(4) 廃止前の長浜市園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業補助金交付要綱に規定する園芸施設用ビニールパイプハウス類設置事業の利用がない者</p>	<p>新設又は増設するビニールパイプハウスの整備に要する経費及び整備するビニールパイプハウス施設内において、施設野菜等を栽培するために必要な施設設備の整備に要する経費。ただし、整備するビニールパイプハウスの面積は1棟当たり50平方メートル以上とし、施設設備の整備のみの場合は、補助対象外とする。</p>	<p>補助対象経費の10分の3以内とし、120万円を上限とする。</p>	<p>(1) 1年度当たり1回限りとする。</p> <p>(2) 設置後5年間は、園芸施設として使用し、園芸施設共済等に参加しなければならない。</p> <p>(3) 中古施設の導入については、販売事業者を介しての購入であり、安全上及び使用管理上問題がなく、残存耐用年数が2年以上のものであること。</p>

別表の次に次の様式を加える。

別記様式（第8条関係）

長浜市長 あて

住所  
氏名  
連絡先

年度において長浜市園芸施設整備事業で取得した園芸施設を処分する必要が生じたので、下記のとおりその承認を申請します。

## 記

## 1 処分する園芸施設の概要

園芸施設の所在地	
園芸施設の規格、規模等	
事業費（うち補助金）	円（ 円）
取得年月日	年 月 日

## 2 処分する理由

- 法人化（法人名： ）  
経営継承（継承先： ）  
その他（ ）

## 3 承認申請に係る事項

処分予定年月日	年 月 日
園芸施設の処分方法及び処分後の利用計画	
処分額	

## 4 添付書類

減価償却資産台帳

処分により収益が見込まれる場合は、収益の内容が分かる資料

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。